

労働基準関係法令違反について

違反をしたらどうなる？

令和6年2月21日

愛知労働局労働基準部監督課

本日の内容

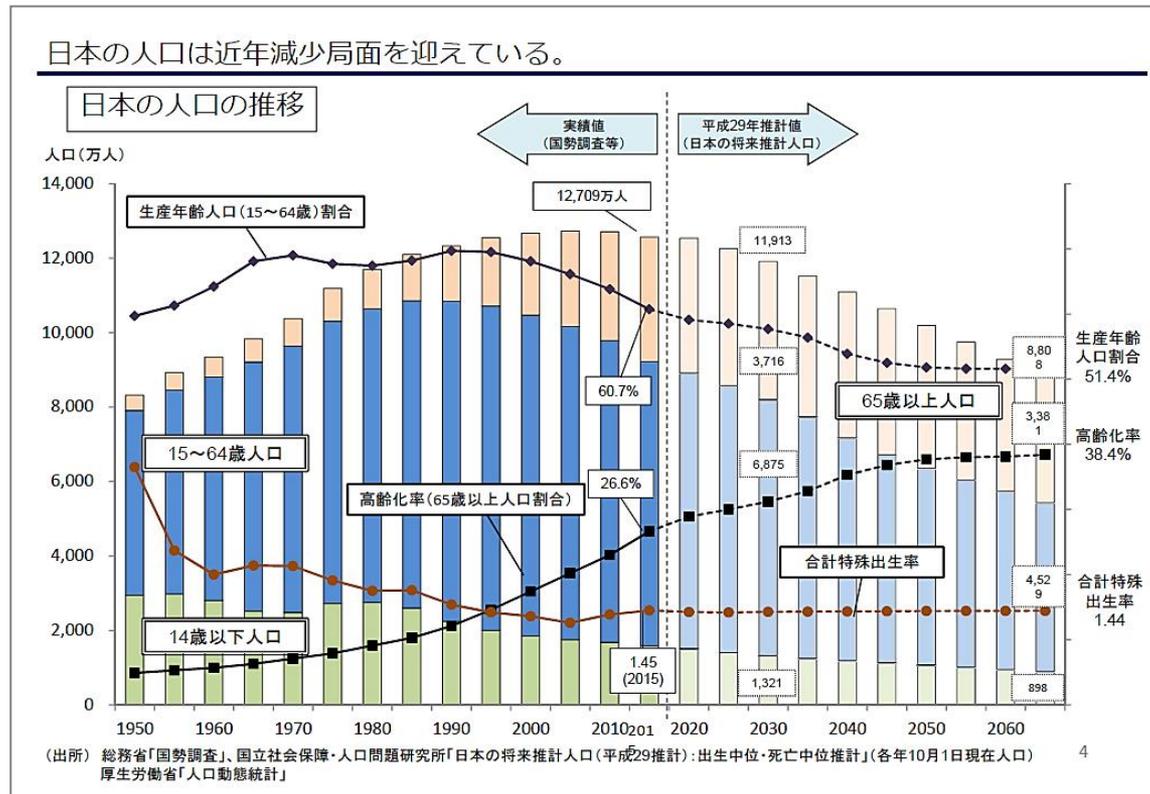
【適切な労務管理の必要性】

【監督指導】

【司法事件】

【荷主等の情報提供】

適切な労務管理の必要性



- 👉 日本の人口は減っている ⇒ 労働人口も減っている
- 👉 人手不足による倒産が増加
- 👉 労働環境を整えないと(良い)人材が集まらない
- 👉 労働条件・安全衛生の両面で、労働環境の整備は会社の利益になる

監督指導

【違反の指摘(是正勧告・改善指導)】

監督署の職員が会社に立ち入る等し、会社の労働条件や安全衛生状況を確認して、問題が認められた場合、これを指摘するものです。

愛知労働局では、令和4年に6288事業場に実施しています。

【指摘の内容】

- ・賃金が支払われていない(不足している)
- ・労働時間が超過している
- ・健康診断が未実施である・・・等

【会社の対応】

指摘された問題に対し、是正・改善を行い、結果を監督署に報告します。
必要に応じて、是正・改善状況が分かる資料を添付します。

【行政間の協力】

違反状況に応じて、運輸局等との情報共有を行っています。
運輸担当部署と合同で監督・監査を行うこともあります。

司法事件

【司法事件とは】

労働基準法や労働安全衛生法には、罰則が定められているので、その適用を捜査し、検察庁に送検するものです。

愛知労働局では、令和4年に50件を送検しています。

【対象となる事案】

労働基準法や労働安全衛生法が違反が疑われるのが対象となります。

告訴、告発により捜査を行うこともあります。

重大な違反、繰り返し違反、是正を行わない場合等は、特に対象となります。

【捜査対象】

法人、事業主、労務管理や安全衛生の権限を有している者が、特に対象となります。

荷主等の情報提供

【荷主とは】

荷物の出し手(発荷主)、荷物の受け取り手(着荷主)のほか、関係会社と荷物の受け渡しをする運送会社も荷主に該当します。

【想定される事案】

過労運転防止義務違反を招くおそれのある行為

過積載運行を招くおそれのある行為

最高速度違反を招くおそれのある行為

安全な運行の確保が困難な状況で運行を強要するような行為

【情報提供窓口】

厚生労働省では、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」を開設しています。

